FAO / WHO 合同食品規格計画

第 22 回一般原則部会

日時 : 2005年4月11日(月)~4月15日(金)

場所 : パリ (フランス)

議題

	Wer a late		
1.	議題の採択		
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項		
3.	食品安全のためのリスク分析についての作業原則原案		
	リスク分析についての作業原則案に関する作業部会の結論		
4.	食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案		
5.	コーデックス規格の受諾に関する手続きの改定案		
6.	「食品」の定義の改訂		
7.	手続マニュアルの構成及び体裁についての検討		
8.	執行委員会の構成メンバーの任期の明確化		
9.	その他及び今後の作業		
10.	次回会合の日程及び開催地		
11.	報告書の採択		

第22回一般原則部会 概要報告

2005年4月11日(月)~15日(金) パリ (フランス)

1. 参加国及びオブザーバー機関

72 加盟国及びEC、1 オブザーバー国、26 国際機関(合計 215 名) が参加。

2. 出席者

厚生労働省				
医薬食品局食品安全部	企画情報課	食品国際企画調整官	梅田珠実	
		参与	吉倉廣	
農林水産省				
消費・安全局消費・安	国際室長	小川良介		
		課長補佐	宮廻昌弘	
内閣府				
食品安全委員会事務局	次長	一色賢司		
	評価課	係長	猪熊泰子	
	勧告広報課	係長	杉江達也	
テクニカルアドバイザー				
東京大学医学部附属病院企画情報運営部 助教授 今村知明				

※ 以下は、主要な議題のみ抜粋したものである。

議題3 食品安全のためのリスク分析についての作業原則原案

加盟国政府を対象としたリスク分析原則の文書について、カナダ及びアルゼ ンチンを議長として開催された作業部会の結果を踏まえて議論を行ったとこ ろ、

- 既に採択されているコーデックスにおけるリスク分析作業原則、 FAO/WHO が作成中のリスク分析に関するマニュアルを活用すれば、新 たな文書作成は不要とする意見が出された一方で、
- SPS 協定において国際機関が開発する手法に基づくリスク評価が求めら れており、OIE 及び IPPC は既に作成していることや、政府向けのガイ ダンスを必要としている国が多いことを理由に文書作成を進めるべき との意見が出された。

また、プリコーションについて、本作業原則に含むべきとの意見と含むべ きではないとの意見が分かれた。

さらに、合意が得られるリスク評価の章までに限定すべきとの意見に対し、 リスク分析のすべての要素を含めるべきとの意見が出された。

議論の結果、新たに米国を座長、マレーシア、モロッコを副座長とする作業部会を設置し作業を継続することとなった。その際、現在の原則原案より政府向けに焦点を当てた内容とするため、作成すべき文書の目的と範囲、盛り込むべき事項についてサーキュラーレターで意見照会し、回答内容を踏まえ作業部会が原案の構成と概略を作成し、次回の本部会で議論することとなった。必要であれば、次回部会の前に作業部会会合が開催される。当該作業はステップ2に戻された。

議題4 食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案

コーデックスが食品の国際貿易における倫理規範を有すること自体を疑問視する議論ははかったが、WTOのSPS、TBT協定の規定が存在すること、コーデックス食品輸出入検査認証システム部会(CCFICS)で対応されていることを理由に改訂に反対する意見と、食品安全システムが整備されていない途上国の現状を踏まえて改訂に賛成する意見があり、改訂すべきかどうか、どのように改訂すべきかについての合意は得られなかった。このため、本部会はCCFICSに対し、「安全ではない、不適切、または輸出国の安全基準を満たさない食品の輸出」に関し、CCFICSの所掌の範囲で勧告を作成できるか、輸入食品の監視システムが不十分な国の問題を解決するガイダンスを提供できるか検討を求めることとなった。改訂原案は、CCFICSからの返答を待って次回本部会で検討されるまで、ステップ3/4で留め置かれることとなった。

議題5 コーデックス規格の受諾に関する手続きの改定案

前回本部会において当該手続き規定を廃止すべきとの意見が出されたことを受け、具体的な改訂箇所を明記した改定案を事務局が提示した。議論の結果、本部会は、受諾手続きを廃止することに合意した。また、加盟国における規格の使用状況の把握方法について、コーデックス事務局がWTO事務局との間で非公式な意見交換を行うべきとした。コーデックス手続きマニュアルの該当規定削除は、一部修正を経て合意され、総会の採択を求めるとともに、コーデックス委員会規約の改訂箇所については、総会からFAO/WHOに送られるよう要請することとなった。

議題 6 「食品」の定義の改訂

多くの国が、現在の定義のまま変更しないことを求めた。このため、変更しないこととなり、改訂作業は中止された。

(参考)

議題3 食品安全のためのリスク分析についての作業原則原案

○上記サーキュラーレターへの回答に際し、特に以下の事項についてどう考えるか。

- ・ 加盟国向けリスク分析原則が必要であるか。必要であれば、リスク分析 を構成する3つの要素を全て含むべきか。
- ・ 予防措置についてどのように主張するか。総論部分に位置付けるのか。 リスク管理の一部としても明記するのか。SPS 協定 5 条 7 (*) に限定 することをどう考えるか。
- ・ リスク評価指針(リスク・アセスメント・ポリシー)についてどう考えるか。食品安全基本法の仕組みを主張するのか。

(*) SPS 協定 5 条 7 加盟国は、関連する科学的証拠が不十分な場合には、関連国際機関から得られる情報及び他の加盟国が適用している衛生植物検疫措置から得られる情報を含む入手可能な適切な情報に基づき、暫定的に衛生植物検疫措置を採用することができる。そのような状況において、加盟国は、一層客観的な危険性の評価のために必要な追加の情報を得るよう努めるものとし、また、適当な期間内に当該衛生植物検疫措置を再検討する。